

京都市告示第676号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年3月9日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 子ども発達総合支援会	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ピノッキオ 2650900513	伏見区竹田浄菩提院 町220番地	令和5年 2月28日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)